

## 【第4章 おわりに】



## 第4章 おわりに

### 1-1 基礎研究会の総括

専門課程及び応用課程に係る基準の見直しについては、平成24年度より4カ年計画で開始して以来、平成27年度ですべての専攻科に係る教科の細目及び設備の細目並びに技能照査の基準の細目の見直しが終了したところである。

平成28年度より新たに4カ年計画で専門課程及び応用課程に係る基準の見直しを開始し、今年度は、その取り組みの第3年度となり、対象分野として建築分野（デザインを含む）の見直しに取り組んだ。

主な研究内容は、概ね次のとおりである。

- (1) 公共及び認定職業能力開発施設において実施する各分野の訓練を技能・技術の動向や職業能力開発ニーズに対し、的確に対応した内容とするため今日的視点から現行の職業訓練の基準や細目の内容を見直すための根拠の基礎となる研究を行う。
- (2) 今年度は、法に定められた「専門課程・応用課程の高度職業訓練」を対象とし、建築分野（デザインを含む）の専攻科ごとに基準の見直し検討及び提案を行う。
  - ① 「規則別表第6及び第7」における基準の見直し検討(主要な訓練課程の仕上がり像、知識及び技能・技術の範囲、教科、訓練期間(時間)、設備等)
  - ② 上記に係る詳細内容の見直し検討(教科の細目、設備の細目、技能照査の基準の細目、教科編成指導要領等)
- (3) その他、当該分野の職業訓練の発展に寄与する観点から収集した情報等を適宜付加する。
- (4) 対象分野は、以下のスケジュールとし、概ね4年で全分野を実施する。ただし、急速な技術進歩や産業構造の変化が発生した場合は、優先順位を繰上げて見直すこととする。

平成28年度 機械分野(専門課程・応用課程)

平成29年度 電気・電子・情報分野(専門課程・応用課程)

平成30年度 建築分野(デザインを含む)(専門課程・応用課程)

平成31年度 繊維・繊維製品、物流、サービス、食品、化学、エネルギー分野(専門課程)

基礎研究会の設置及び運営方法そしてスケジュール等については、以下のとおりとして取り組んだ。

運営方法は、専門性及び運営実態に合わせ、委員構成とし、実態調査及び見直し案の検討並びに全体討議をもって基礎研究会を運営することとした。

委員構成についてであるが、外部委員として3名(県立産業技術短大2名、民間認定短大校1名)、内部委員5(職業大2名、職業能力開発大学校等3名)の計8名の国、県、民間認定短大校による専門家の委員構成とした。

基礎研究会の取り組みスケジュールについては、4月の研究準備、委員依頼等に始まり、5月、6月、7月、8月に各1回の基礎研究会を開催し、5月、6月にアンケート調査を、7月にヒアリング調査等を実施し、そのとりまとめを行い、第2回及び第3回基礎研究会で事務局より報告を行った。

9月中旬には、基礎研究会の成果物として基準の見直し提案書として厚生労働省人材開発統括官に提出した。

12月から3月にかけて業務調整と報告書作成を行った。

本研究で得られた成果等は、厚生労働省において基準見直しに係る専門調査委員会等の改正案の基礎資料として、また、労働政策審議会での説明資料として活用される。

また、都道府県職業能力開発主管課等において、地方職業能力開発計画、再編整備計画、機器等整備計画等の策定基礎資料として活用される。さらに、公共及び認定職業能力開発施設において、カリキュラム見直しあるいは訓練計画等の策定基礎資料として活用される。

研究成果に係る客観的評価であるが、研究成果については、厚生労働省人材開発統括官の専門調査委員会における改正案の基礎資料並びに労働政策審議会での説明資料として活用されることにより、客観的評価が得られるものと思料する。

また、本研究が4年サイクルで継続されることから、再度同じ分野について研究を実施する際に、今般の結果を活用しながら施設へのアンケート調査、ヒアリング調査等が実施されることで、研究を重ねる都度、質とレベルは向上されていくものとする。

## 1-2 訓練施設の状況

今年度の基準の見直し分野については、「第2章 第1節 1-2 職業訓練基準の見直し分野について」で述べたところであるが、今年度の見直しの対象分野である高度職業訓練専門課程の建築分野（デザインを含む）において応用課程の建築施工システム技術科を除き、各訓練系専攻科の設置状況を見た場合、国、県、民の職業能力開発施設において、いずれかの専攻科を設置しており、当該系がものづくりの根幹をなす分野であり、ものづくり立国日本の中心的な役割を担う極めて重要な分野であると言える。

したがって、今般の建築分野（デザインを含む）の基準の見直しは、今後の日本のものづくりを担う人材育成としての職業訓練ニーズが高いことを示すものであり、各職業能力開発施設に設置されているのも当然のことと考える。

したがって、今回の基礎研究会により見直し提案を行ったことは、極めて重要なことであったと考える。

また、日本のものづくりにおける技能の伝承の点からしても、前年度の電気・電子・情報分野同様、今般の見直し対象の訓練系専攻科は付加価値の高いものであると考えてよいであろう。

応用課程においては、現在、国の職業能力開発施設である職業能力開発大学校にのみ専攻科が設置され、運営されている。高度な現場力を兼ね備えた高度若年実践技術・技能者として、企業等が求める人材ニーズに応える高度職業訓練である。

専門課程同様に、こうした背景からして、今回の当該研究により見直し提案を行ったことは、極めて重要なことであったと考える。

### 1-3 見直しの経緯

法において定められる基準は、職業訓練を公的に品質保証するための重要なものとして運用されてきており、その中で高度職業訓練に係る基準の見直しについては、平成19年度専門課程「電子情報制御システム系電子情報技術科」、平成21年度応用課程「生産システム技術系生産電子情報システム技術科」、平成22年度専門課程「電気・電子システム系電気エネルギー制御科」を除いては、応用課程が設置された平成11年以来行われていない。

今般の基礎研究会がテーマとして平成24年度に取り上げられ、以来毎年その見直しが行われて来ている。

特に、近年、社会や産業の激しい変化、科学・技術・技能の著しい進展等により、職業訓練や就業者をめぐる環境が大きく変化し、地域や産業ニーズに的確に対応した職業訓練を実施していくために産業の動向や人材育成ニーズ、応募状況、訓練内容、修了後の評価等を総合的に検討しながら、教科目、設備、技能照査、その他の効果的な設定や見直しを不断に行っていく必要がある。

前述したように厚生労働省人材開発統括官が平成24年度から技術進歩の速い分野の高度職業訓練の訓練科を順次見直す方針(基準見直しの方針)を示し、27年度までの4カ年に渡り専門課程及び応用課程の全専攻科に係る教科の細目、設備の細目そして技能照査の基準の細目の見直しを終了した。

そして、平成28年度から新たに4カ年計画として基準の見直しを行うこととしたことを受け、当基礎研究会としては、見直しに必要な基礎資料を作成しなければならない重要な役割、使命そして任務を有する。

### 1-4 まとめ

今年度は、平成28年度より4カ年計画で取り組む、第3年度として専門課程及び応用課程の建築分野(デザインを含む)に係る基準の見直しに取り組んだところである。

今般の取り組みにより、

- (1) 公共及び認定職業能力開発施設において実施する建築分野(デザインを含む)の訓練を、技能・技術の動向や職業能力開発ニーズに的確に対応した内容とするため、今日的視点から現行の基準や細目の内容を見直すための根拠の基礎となる研究を行うことができた。
- (2) 法に定められた「専門課程及び応用課程」を対象とし、建築分野(デザインを含む)の訓練系・専攻科ごとに職業訓練基準における教科の細目の見直し提案の作

成ができた。

- (3) 法に定められた「専門課程及び応用課程」を対象とし、建築分野（デザインを含む）の訓練系・専攻科ごとに職業訓練基準における設備の細目の見直し提案の作成ができた。
- (4) 法に定められた「専門課程及び応用課程」を対象とし、建築分野（デザインを含む）の訓練系・専攻科ごとに職業訓練基準における技能照査の基準の細目の見直し提案の作成ができた。
- (5) 規則別表第6及び第7については、科目名称変更についての意見のとりまとめは行わなかった。

#### 1－5 謝辞

今年度の研究テーマである「職業訓練基準の分野別見直しに係る基礎研究会（専門課程・応用課程）－平成30年度建築分野（デザインを含む）－」に対し、当初掲げた研究目標をPDCAサイクルの確実な取り組みによって達成できたことに対し感謝申し上げます。

これも厚生労働省人材開発統括官のご指導のお陰であり、また、各委員の派遣依頼に対して快諾をいただいた委員派遣元の施設長並びに関係者のご理解、ご支援、ご協力、さらには業務多忙にもかかわらず4回の基礎研究会、ヒアリング調査等に積極的に参加いただき、その保有する専門性を十分に活かし、発揮いただいた各委員のみなさまにご尽力をいただけたこと、ヒアリング調査等にご指導をいただいた専門家のみなさま、アンケート調査に対し積極的にご支援をいただいた職業能力開発施設の関係者の方々のご尽力、こうした数多くのみなさまのご指導、ご理解、ご支援を賜ったことによるものと、心より感謝し、厚く御礼を申し上げます所存である。

おかげさまで、建築分野（デザインを含む）に係る専門課程及び応用課程の対象訓練系専攻科の教科の細目の見直し提案、設備の細目の見直し提案、技能照査の基準の細目の見直し提案を作成することができた。

こうした当該研究会の成果物を厚生労働省人材開発統括官の専門調査員会の資料として採用いただけること、そして、今般の当該研究テーマの対象分野である専門課程及び応用課程の訓練系専攻科の職業訓練の質保証に貢献できることに感謝申し上げます。

また、今般、当該研究テーマの取り組みに携わった数多くのみなさまの益々のご発展を祈念いたします。